

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約

第九条 3 の改正の受諾について承認を求める件 (閣条第一一号) (衆議院送付) 要旨

世界知的所有権機関 (以下「機関」という。) は、知的所有権 (工業所有権及び著作権等) の全世界にわたる保護の促進及び関係諸同盟の管理に関する協力の確保を目的として、一九七〇年 (昭和四十五年) に設立された国際連合の専門機関の一つである。機関の事務局長は、機関を代表し、事業計画案及び予算案等を作成する等の任務を負うが、機関のより適正な運営に資するため、事務局長の任期を制限することを内容とする改正案が、一九九九年 (平成十一年) 九月の第十七回締約国会議において採択された。

この改正は、事務局長の任期及び再任につき、現在、六年以上の一定任期をもって任命され、再任の回数及び期間の制限がない点を改め、任期は六年に固定するとともに、再任は六年の任期をもって一回限りとするものである。